

## 海水核種分析結果 < 沿岸 福島第一原子力発電所 >

( データ集約 : 8/7 )

採取場所	福島第一 5,6号機放水口北側 (T-1) (5,6号機放水口から北側に約30m地点)		福島第一 南放水口付近 (T-2) (1~4号機放水口から南側に約320m地点)		告示濃度限度* (Bq/L)
試料採取日時刻	2018年8月6日 7時15分		2018年8月6日 8時10分		
検出核種 (半減期)	試料濃度 ( Bq/L )	倍率 ( / )	試料濃度 ( Bq/L )	倍率 ( / )	
I-131 (約8日)	ND(0.50)	-	ND(0.55)	-	40
Cs-134 (約2年)	ND(0.72)	-	ND(0.74)	-	60
Cs-137 (約30年)	ND(0.62)	-	ND(0.53)	-	90

\* 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第1第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度 [ 本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載 ] )  
二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。  
NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。

## 海水核種分析結果 < 沿岸 福島第一原子力発電所 再測定 >

( データ集約 : 8/7 )

採取場所	福島第一 5,6号機放水口北側 (T-1) (5,6号機放水口から北側に約30m地点)	福島第一 南放水口付近 (T-2) (1~4号機放水口から南側に約320m地点)			告示濃度限度* (Bq/L)
試料採取日時刻	2018年7月9日 7時07分	2018年7月9日 7時50分			
検出核種 (半減期)	試料濃度 ( Bq/L )	倍率 ( / )	試料濃度 ( Bq/L )	倍率 ( / )	
Cs-134 (約2年)	0.031	0.00	0.0025	0.00	60
Cs-137 (約30年)	0.34	0.00	0.027	0.00	90

\* 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第1 第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度 [ 本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載 ] )

二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。

NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。

詳細分析(リンモリブデン酸アンモニウム吸着捕集法)による分析結果を記載

分析機関：(財)九州環境管理協会

法令改正に伴い、「別表第2」を「別表第1」に改正。

海水核種分析結果 < 沿岸 福島第一原子力発電所 20km圏内 >

( データ集約 : 8/7 )

採取場所	請戸港南側(T-6) (5,6号機放水口から北側に約5.5km地点)		告示濃度限度* (Bq/L)
試料採取日時刻	2018年7月10日 10時00分		
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 ( / )	
Cs-134 (約2年)	0.0021	0.00	60
Cs-137 (約30年)	0.017	0.00	90

\* 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第1 第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度 [本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。

NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。

詳細分析(リンモリブデン酸アンモニウム吸着捕集法)による分析結果を記載

分析機関: 東京パワーテクノロジー(株)

法令改正に伴い、「別表第2」を「別表第1」に改正。

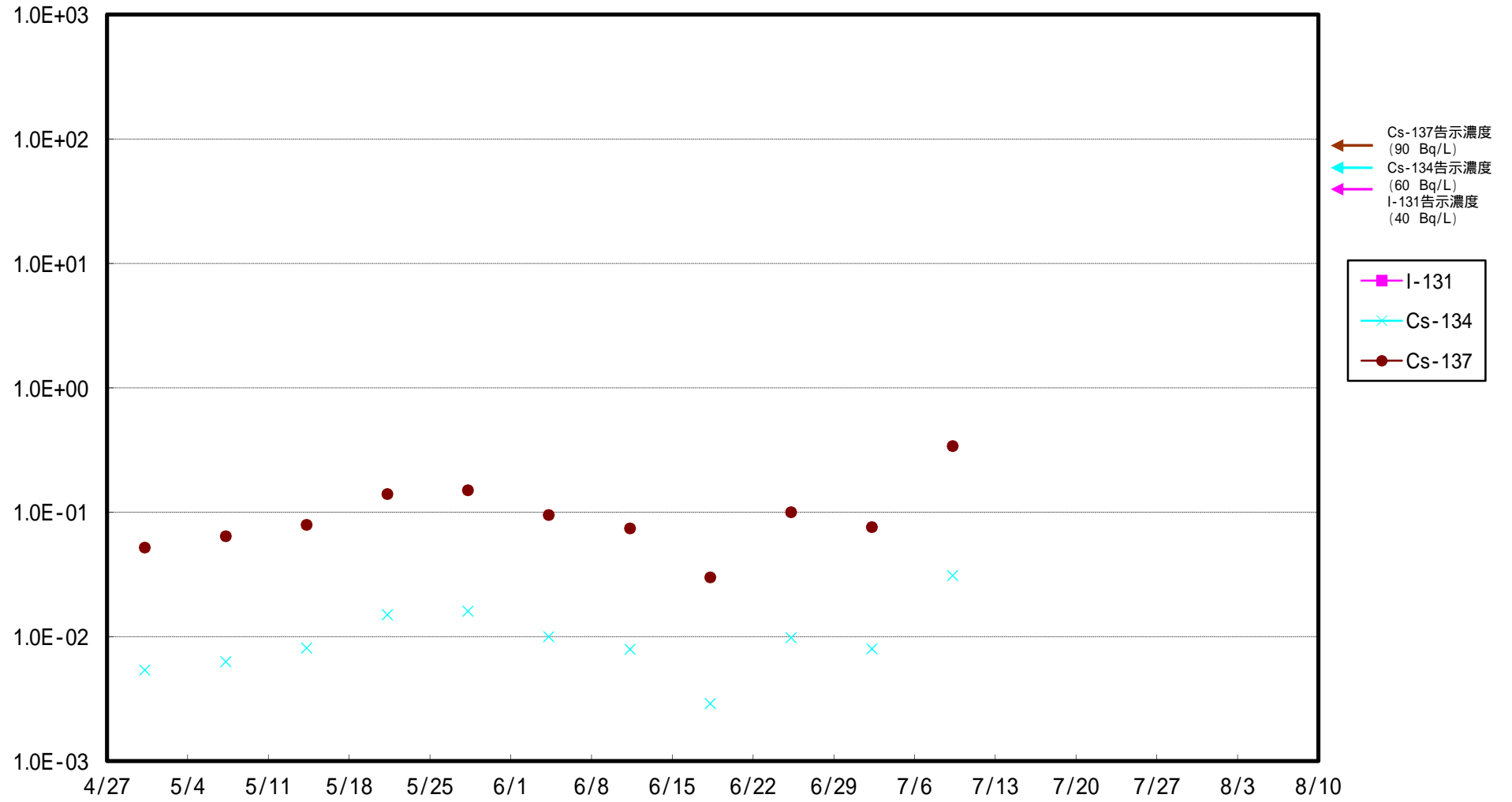
## 海水核種分析結果 < 沿岸 福島第二原子力発電所 >

( データ集約 : 8/7 )

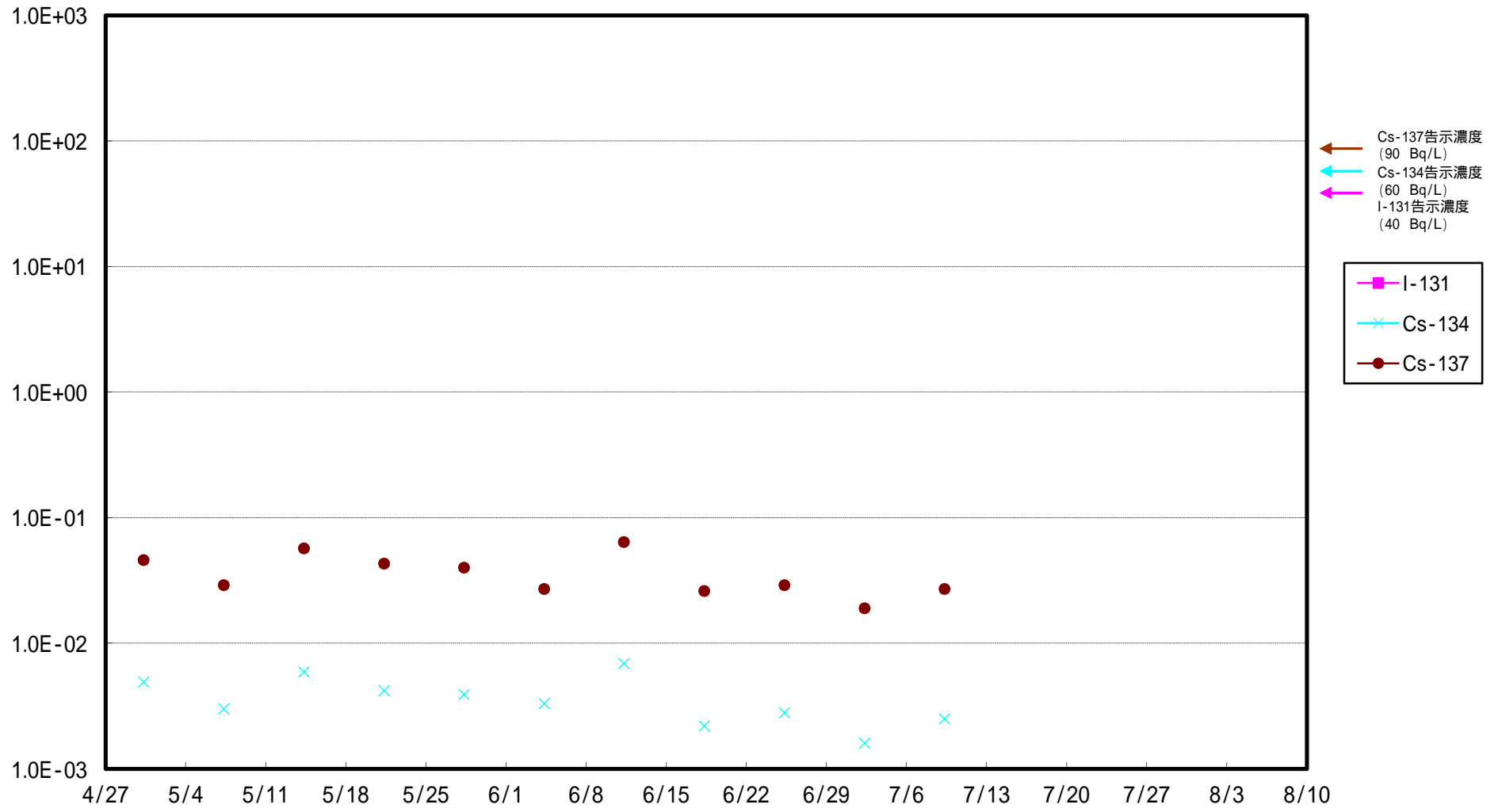
採取場所	福島第二 北放水口付近 (T-3) (3,4号機放水口付近) (福島第一から約10km地点)		福島第二 岩沢海岸付近 (T-4) (1,2号機放水口から南側に約7km地点) (福島第一から約16km地点)		告示濃度限度* (Bq/L)
試料採取日時刻	2018年7月10日 11時50分		2018年7月10日 14時10分		
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 ( / )	試料濃度 (Bq/L)	倍率 ( / )	
Cs-134 (約2年)	0.0029	0.00	0.0016	0.00	60
Cs-137 (約30年)	0.035	0.00	0.014	0.00	90

\* 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第1 第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度 [ 本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載 ] )  
二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。  
NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。  
詳細分析(リンモリブデン酸アンモニウム吸着捕集法)による分析結果を記載  
分析機関: 東京パワーテクノロジー(株)  
法令改正に伴い、「別表第2」を「別表第1」に改正。

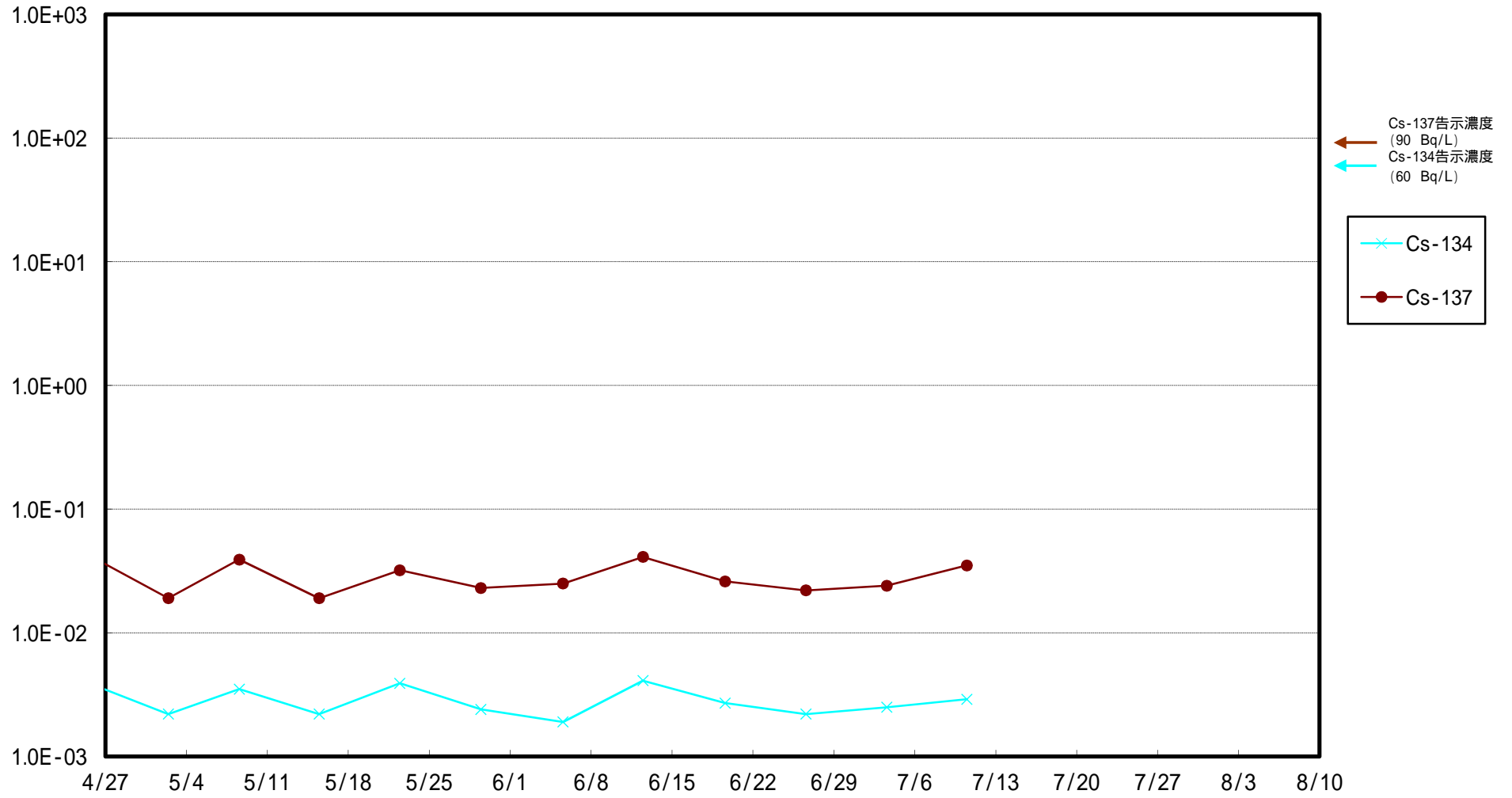
福島第一 5,6号機放水口北側(T-1) 海水放射能濃度 (Bq / L)



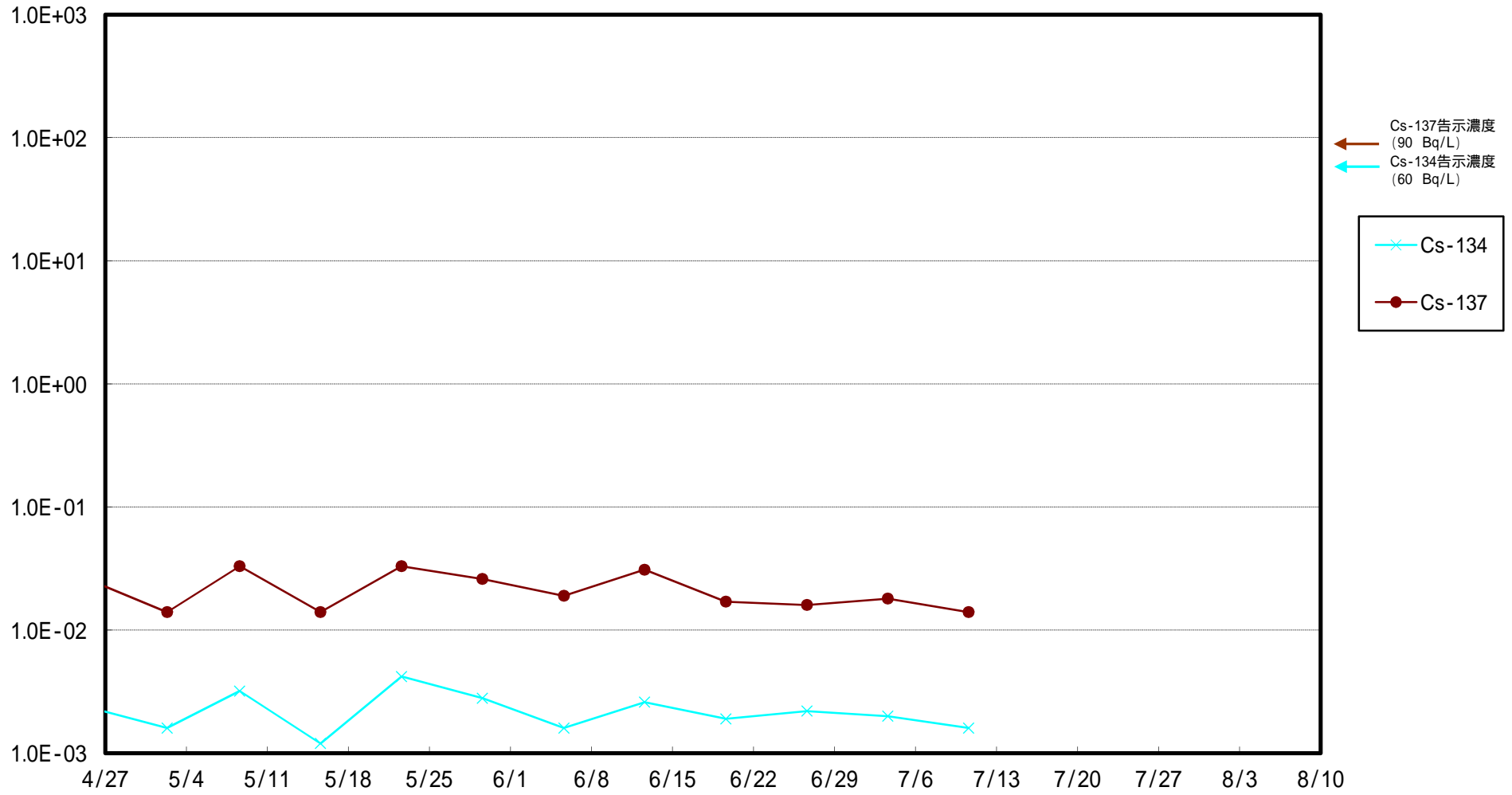
福島第一 南放水口付近(T-2) 海水放射能濃度 (Bq / L)



福島第二 北放水口付近(T-3) 海水放射能濃度 (Bq / L)



福島第二 岩沢海岸付近(T-4) 海水放射能濃度 (Bq / L)





請戶港南側(T-6) 海水放射能濃度 (Bq / L)

